

別紙

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

新ひだか町アイヌ施策推進地域計画

令和元年9月20日認定

令和4年3月10日変更認定

変更後	変更前
<p>1～2 (略)</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標 (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題 (略)</p> <p>※アイヌ文化等関連施設 【コミュニティ施設】 (略) <u>(削除)</u></p> <p>(略) <u>(削除)</u></p> <p>(略) ・<u>ふれあい生活館</u></p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標 (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題 (略)</p> <p>※アイヌ文化等関連施設 【コミュニティ施設】 (略)</p> <p>・<u>川合生活館</u> <u>所在：新ひだか町静内川合103番地の3</u> <u>現況：昭和41年9月設立。地域住民の交流の場となっている。</u></p> <p>(略)</p> <p>・<u>西川生活館</u> <u>所在：新ひだか町静内西川143番地の2</u> <u>現況：昭和45年12月設立。地域住民の交流の場となっ</u> <u>る。</u></p> <p>(略)</p>

所在：新ひだか町静内川合108番地の1

現況：令和4年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

(略)

(2)～(3) (略)

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1～4-3 (略)

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌ文化拠点空間整備事業・・・アイヌ文化の保存・伝承に向けた人材育成活動や人的交流イベントなどの拠点として、既存のアイヌ民俗資料館及びシャクシャイン記念館を改修するとともに、シベチャリチャシ跡の環境整備を行い、空間全体を整備する。

(略)

5 (略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

(略)

(2)～(3) (略)

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1～4-3 (略)

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌ文化拠点空間整備事業・・・アイヌ文化の保存・伝承に向けた人材育成活動や人的交流イベントなどの拠点として、既存のアイヌ民俗資料館及びシャクシャイン記念館を改修し、新たに生活館機能を持たせた多機能型交流施設を新築するとともに、シベチャリチャシ跡の整備及びアイヌの伝統的な家屋(チセ)なども併設し、空間全体を整備する。

(略)

5 (略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ
事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）
事業費：5,861千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ
事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）
事業費：8,910千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ
事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）
事業費：906,616千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)～(2) (略)

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である新ひだか町総務部企画課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。令和4年6月1日より、事業担当部署を教育部文化振興課に移管している。

事業内容：4-1及び4-2と同じ
事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）
事業費：27,905千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ
事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）
事業費：43,910千円

(3) コミュニティ活動支援

事業内容：4-4と同じ
事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）
事業費：1,043,959千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)～(2) (略)

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である新ひだか町総務部企画課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である新ひだか町総務部企画課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。令和4年6月1日より、事業担当部署を教育部文化振興課に移管している。

(略)

8 (略)

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

①～⑥ (略)

⑦管轄する森林管理署等との事前調整状況

令和元年8月29日に新ひだか町から事業の概略を説明し、概ね了解が得られている。令和4年11月30日に、新ひだか町から共用林野契約に記載する三石地区の共用林野所在地及び共用林野面積の変更について説明し、概ね了解が得られている。

10 (略)

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である新ひだか町総務部企画課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

(略)

8 (略)

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

①～⑥ (略)

⑦管轄する森林管理署等との事前調整状況

令和元年8月29日に新ひだか町から事業の概略を説明し、概ね了解が得られている。

10 (略)

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

新ひだか町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道新ひだか町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

新ひだか町（旧静内）は、アイヌ民族の中でも主として静内以東などに居住していた「メナシウングル」と、胆振から日高西部にかけて居住していた「スムングル」との境界の地であり、アイヌの歴史の中で特に重要とされる「シャクシャインの戦い」に関わる遺跡など、未解明の部分の多いアイヌ文化の解明のために必要な歴史に裏付された貴重な調査・研究資料が多く残されている。

現在でも、「シャクシャインの戦い」で松前藩によって謀殺されたシャクシャインの霊を慰める法要祭が、道内はもとより全国各地のアイヌの人々によって古式に則り厳かに執り行われている地域であり、シャクシャイン像の建つ真歌の丘は、アイヌの人々の心の拠りどころとなっている。

特徴的な面としては、アイヌの人々の自立意識が非常に高い地域であり、アイヌ文化などを観光化することなく、それぞれの生活、家庭の中で脈々とアイヌ文化を受け継いできた地域でもある。

これまで町では、アイヌ協会などの関係団体と連携しながら、貴重なアイヌ文化を保存、継承するための事業を展開してきたが、「伝承者」の高齢化と担い手の不足などによって、アイヌ文化の伝承活動は危機的な状況にある。

また、当町におけるアイヌ文化は決して町民に普及しているとはいえない状況にあり、アイヌ文化を肌で感じることでできる機会を継続的に作っていくとともに、ここで暮らす住民が、日常的に、かつ、違和感なくアイヌ文化を受け入れることでできる環境整備が急務と認識している。

※アイヌ関連団体

- ・特定非営利活動法人新ひだかアイヌ協会

（設立：平成28年5月24日、代表者：大川 勝、会員数：158名）

※北海道ウタリ協会静内支部設立 昭和21年3月13日

・三石アイヌ協会

(設立：平成26年4月1日、代表者：幌村 司、会員数：8名)

※北海道ウタリ協会三石支部設立 昭和35年4月24日

・静内民族文化保存会

(設立：昭和40年8月17日、代表者：大川 勝、会員数：21名)

・三石民族文化保存会

(設立：平成4年6月20日、代表者：幌村 司、会員数：6名)

※アイヌ文化等関連施設

【コミュニティ施設】

・東静内生活館

所在：新ひだか町東静内12番地の1

現況：昭和56年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・東別生活館

所在：新ひだか町静内東別66番地の2

現況：昭和40年9月設立。地域住民の交流の場となっている。

・入船生活館

所在：新ひだか町静内入船町49番地の2

現況：平成6年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・春立生活館

所在：新ひだか町静内春立77番地の4

現況：昭和42年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

・農屋生活館

所在：新ひだか町静内農屋155番地の2

現況：昭和43年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・浦和生活館

所在：新ひだか町静内浦和299番地の3

現況：昭和43年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・花園生活館

所在：新ひだか町静内花園1番地

現況：昭和44年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・田原生活館

所在：新ひだか町静内田原137番地の2

現況：昭和44年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・有勢内生活館

所在：新ひだか町静内真歌110番地の2

現況：昭和45年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・桔梗・親和生活館

所在：新ひだか町静内田原635番地の2

現況：昭和44年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・緑町生活館

所在：新ひだか町静内緑町4丁目3番1号

現況：昭和47年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・田原高台生活館

所在：新ひだか町静内田原565番地の2

現況：昭和51年10月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・神森生活館

所在：新ひだか町静内神森171番地の6

現況：昭和52年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・海岸町生活館

所在：新ひだか町静内海岸町1丁目4番1号

現況：昭和58年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・静内旭町生活館

所在：新ひだか町静内旭町1丁目24番31号

現況：昭和59年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・真歌生活館

所在：新ひだか町静内真歌45番地の2

現況：昭和62年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・御園生活館

所在：新ひだか町静内御園111番地の3

現況：平成5年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・ふれあい生活館

所在：新ひだか町静内川合 1 0 8 番地の 1

現況：令和 4 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・蓬栄生活館

所在：新ひだか町三石蓬栄 2 9 7 番地の 9

現況：昭和 3 9 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・本桐生活館

所在：新ひだか町三石本桐 2 2 4 番地の 6

現況：昭和 5 8 年 4 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・鳧舞生活館

所在：新ひだか町三石鳧舞 1 1 7 番地の 1 3

現況：昭和 5 9 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・越海町生活館

所在：新ひだか町三石越海町 1 6 2 番地の 2

現況：昭和 4 2 年 1 0 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・歌笛生活館

所在：新ひだか町三石歌笛 5 6 5 番地の 1

現況：昭和 4 2 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・富沢生活館

所在：新ひだか町三石富沢 6 3 8 番地の 1 7

現況：昭和 4 3 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・稲見生活館

所在：新ひだか町三石稲見 2 7 0 番地の 2 0

現況：昭和 4 4 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・西端生活館

所在：新ひだか町三石西端 1 6 0 番地の 1 4

現況：昭和 4 4 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・久遠生活館

所在：新ひだか町三石歌笛 2 2 1 番地の 1

現況：昭和 4 5 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・延出生活館

所在：新ひだか町三石富沢 4 3 番地の 1

現況：昭和46年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・西蓬萊生活館

所在：新ひだか町三石西蓬88番地の1

現況：昭和47年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・東蓬萊生活館

所在：新ひだか町三石東蓬12番地の41

現況：昭和59年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

・三石旭町生活館

所在：新ひだか町三石旭町96番地の7

現況：昭和60年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

【文化伝承施設】

・新ひだか町博物館

所在：新ひだか町静内山手町3丁目1番1号

現況：平成26年11月設立。アイヌ関連の資料・民具の展示。アイヌ文化の普及啓発に向けた展示会・講話等の開催。

・新ひだか町アイヌ民俗資料館

所在：新ひだか町静内真歌7番地

現況：昭和57年11月設立。アイヌ関連の資料・民具の展示。

・シャクシャイン記念館

所在：新ひだか町静内真歌7番地

現況：昭和53年10月設立。アイヌ文化の保存と交流の場となっている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

今を生きるアイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、先人が繋いでくれた貴重な伝統や文化を先の世代へと引き継いでいくために、アイヌの人々の参画のもと、人材育成や理解促進に必要な活動を永続的に行っていくことのできる環境を創り出すことを目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	地域内及び地域間の 交流並びに国際交流 の促進に資する事業
----	----------------------------	--------------------------------	------------------------------	-------------------------------------

K P I	伝承活動（シャク シャイン法要祭、 イチャルパ等）実 施回数、参加人数	伝統的家屋（チ セ）活用件数、体 験交流事業の参 加人数	アイヌ文化を活 用した新たなビ ジネスの展開	生活館利用者数
令和元年度 （基準年度）	4 回/年間 1,400 人/年間	4 件/年間 150 人/年間	可能性の調査	9,500 人/年間
令和2年度	5 回/年間 1,450 人/年間	5 件/年間 160 人/年間	アクションプラ ンの策定	9,550 人/年間
令和3年度 （中間年度）	6 回/年間 1,500 人/年間	6 件/年間 170 人/年間	ビジネス展開準備	9,600 人/年間
令和4年度	7 回/年間 1,550 人/年間	7 件/年間 180 人/年間	ビジネス展開準備	9,650 人/年間
令和5年度 （最終年度）	8 回/年間 1,600 人/年間	8 件/年間 190 人/年間	ビジネス展開準備 ビジネス展開	9,700 人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■アイヌ文化伝承活動支援事業・・・アイヌの人々による自発的な文化伝承活動（伝統的儀式や古式舞踊等の伝承など）を映像や音声の保存や伝統的家屋（チセ）の改修により支援することにより、当該活動の継続的に実施される状況を作る。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化・生活の再生事業・・・アイヌの伝統的生活空間（イオル）を活用した文化歴史講座の実施によるアイヌ文化の普及、アイヌの伝統的文化活動を行う際に必要となるオオウバユリやセンキュウなど自然素材の栽培・育成の再現を行うとともに、児童・生徒及び町民を対象とした自然素材の収穫や料理教室の実施などアイヌ文化等の体験交流事業を実施する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化を活用したビジネス展開事業・・・アイヌの各種伝承活動を通じて地域に雇用を創出するとともに、活動に必要な財源を捻出することを目的に、様々な視点に基づき収益事業展開に向けた検討を行い、その上で、新たなアイヌ文化を活用したビジネスの創業に向け、アクショ

ンプランの策定及び安定的かつ継続して行われる母体となる強固な運営体制の構築を支援する。

■デマンド交通運行事業・・・地域住民や観光客などが気軽にアイヌ関連施設やイベント等に足を運ぶことができるよう、関連施設等を結ぶデマンド交通を運行する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌ文化拠点空間整備事業・・・アイヌ文化の保存・伝承に向けた人材育成活動や人的交流イベントなどの拠点として、既存のアイヌ民族資料館及びシャクシャイン記念館を改修するとともに、シベチャリチャシ跡の環境整備を行い、空間全体を整備する。

■生活館改修・整備事業・・・アイヌの人々の高齢化に伴う身体的な変化や人口減少等による近所付き合いの希薄化、加えて施設・備品の老朽化問題などに対応すべく、既存の生活館の集約化を図りながら、高齢者や障がい者にも配慮した新たなコミュニティ施設を整備する。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：5,861千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：8,910千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：906,616千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

■ 4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化を活用したビジネス展開や、アイヌ文化関連施設への交通環境を整備することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者のコミュニティ活動の支援や、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性（第2号基準）

事業については、主に新ひだか町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。また、イオル事業等は地区のアイヌ協会への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である新ひだか町総務部企画課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。令和4年6月1日より、事業担当部署を教育部文化振興課に移管している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である新ひだか町総務部企画課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。令和4年6月1日より、事業担当部署を教育部文化振興課に移管している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いたところ、反対意見はなか

った。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するK P Iである伝承活動実施回数及び参加人数、伝統的家屋（チセ）活用件数、体験交流事業の参加人数、デマンド交通の利用者数、生活館利用者数等について、実績値を公表する。また、町内のアイヌ関係団体等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度6月に町内のアイヌ関係団体等により、効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、新ひだか町公式ホームページ内にて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

当町は、北海道日高管内のほぼ中央に位置し、東部は浦河町、西部は新冠町に接し、南一帯は太平洋に面している。地形は丘陵山岳地帯が多く、日高山脈とその支脈が連なるこれらの河川流域は、地味肥沢で農用地として利用され、山間部は森林地帯を形成し、針・広葉樹林の森林資源を有している。森林面積約96ha（民有林31ha、国有林65ha）森林率約84%であり、国有林の多くは町の北側に位置し、民有林は一円に点在している。

アイヌの人たちは、伝統の儀式に用いるイナウ（木製の祭具・ヤナギ等の枝で作る）をはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採集した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作してきた。

こうした林産物の採集は、入林や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者の了解を得た上で採取が行われてきた。

しかしながら、高齢化が進展し、住居から離れた民有林までヤナギを採取しに行くことが困難

になりつつある中、近隣の国有林野で採取できるようにならないかとの要望がアイヌの人々から強く出されていた。

今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への継承を図る方針である。

② 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的

ヤナギ（枝）：アイヌ伝統の儀式の実施に用いるイナウの材料

③ 当該事業により採取する林産物の概ねの数量

【静内地区】ヤナギ（枝）：年平均約500本

【三石地区】ヤナギ（枝）：年平均約100本

④ ②の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署等の名称

場所：新ひだか町内 国有林野

管轄：日高南部森林管理署

⑤ 予定する契約者

新ひだか町

⑥ 予定する共用者

新ひだか町内に居住する者であって、イナウの作成、使用等を通じてアイヌ文化の復興等に資する意向のある者等（個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する）

⑦ 管轄する森林管理署等との事前調整状況

令和元年8月29日に新ひだか町から事業の概略を説明し、概ね了解が得られている。令和4年11月30日に、新ひだか町から共用林野契約に記載する三石地区の共用林野所在地及び共用林野面積の変更について説明し、概ね了解が得られている。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の概要

人々にとってさけは、カムイチェプ（神の魚）、シペ（本当の食べ物）として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。さけが遡上するシベチャリ川流域のコタン（集落）では、マレク（突き鉤）等を使った漁が行われていた。

新ひだか町では、こうしたアイヌにおいて継承されてきた儀式等を保存又は継承し、儀式等に関する知識の普及啓発を行うため、平成24年より伝統漁法を再現するとともに、保存食である

「サッチェブ」（干し鮭）を作成し、さらには伝統的な鮭の調理法を再現する研修講座等を実施することにより、町民がアイヌ民族の精神文化に触れる貴重な機会となっているところであり、今後も引き続き継続して実施していく方針である。

また、平成25年から新ひだかアイヌ協会と高静小学校が連携し、アイヌの伝統的漁法であるマレク漁を地域の子供達に体験してもらい、命の大切さを教える学習の機会を設けているところであり、今後も引き続きアイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

② 実施主体

新ひだかアイヌ協会（住所：新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号、代表者氏名：大川 勝）

三石アイヌ協会（住所：新ひだか町三石本町212番地、代表者氏名：幌村 司）

③ 採捕の区域

【新ひだかアイヌ協会】新ひだか町静内川の河口から4kmまでの区域（別添位置図参照）

【三石アイヌ協会】新ひだか町延出川と三石川の合流点より上流からシカルベ橋までの区域（別添位置図参照）

④ 採捕の期間

【新ひだかアイヌ協会】9月中旬から11月中旬（約2ヶ月間）

【三石アイヌ協会】9月中旬から10月中旬（約1ヶ月間）

⑤ 採捕する水産動物の種類及び数量

【新ひだかアイヌ協会】さけ200尾程度

【三石アイヌ協会】さけ30尾程度

⑥ 使用予定漁具

【新ひだかアイヌ協会】マレク（長さ240cm、3本）、引き網（たて240cm×よこ20m、1枚）刺し網（たて5m以下×よこ36m、3枚）漁法（カギによるアイヌ民族伝統漁法）（別添資料参照）

【三石アイヌ協会】マレク（長さ240cm、2本）、引き網（たて240cm×よこ20m、1枚）漁法（カギによるアイヌ民族伝統漁法）（別添資料参照）

⑦ 予定する採捕従事者

【新ひだかアイヌ協会】菅原勝吉氏（採捕責任者）ほか10名程度

【三石アイヌ協会】長山喜久雄氏（採捕責任者）ほか5名程度

⑧ 使用予定船舶

【新ひだかアイヌ協会】湖沼用船舶 1艘

【三石アイヌ協会】なし

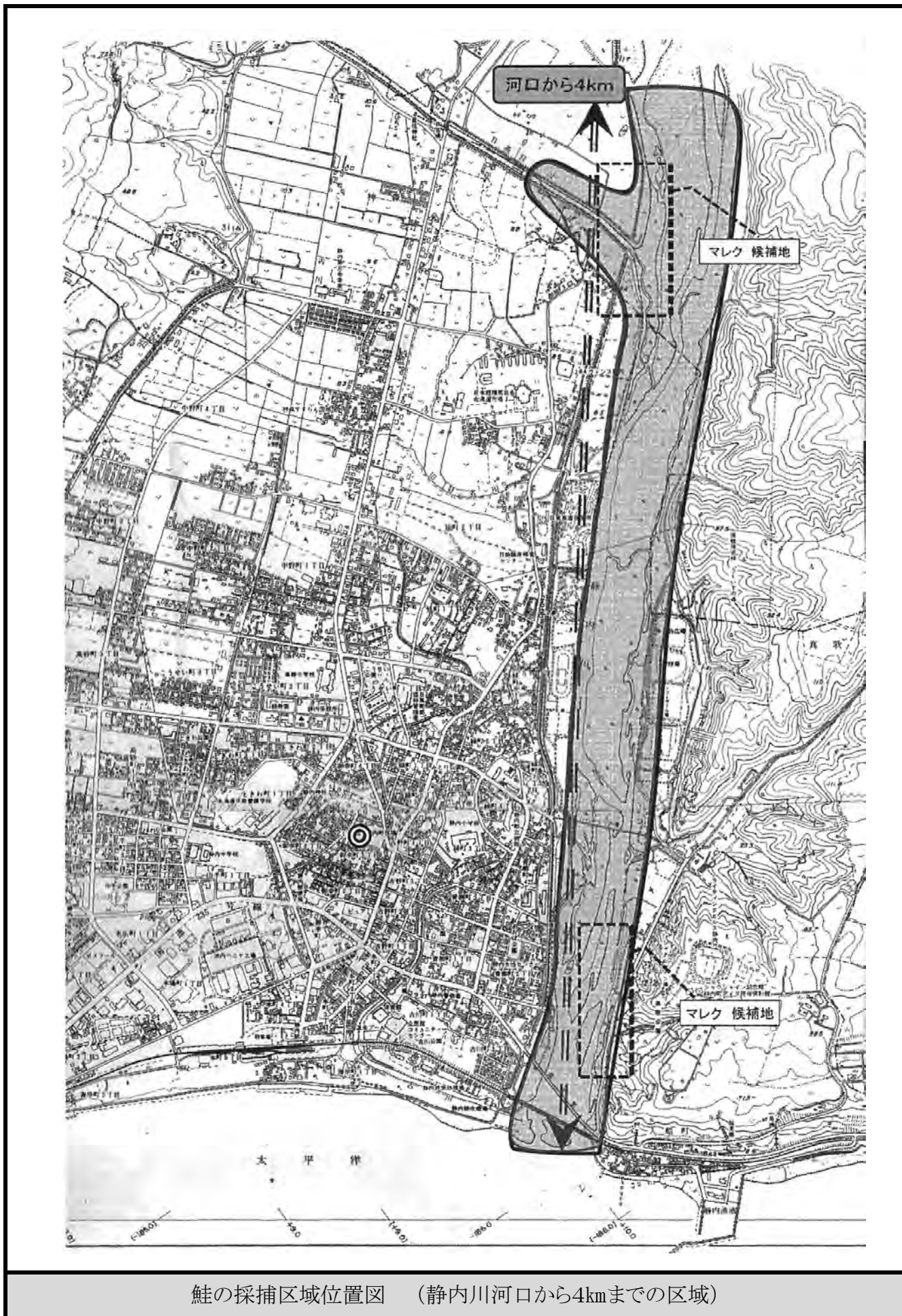
⑨ 関係者との事前調整状況

・日高管内さけ・ます増殖事業協会

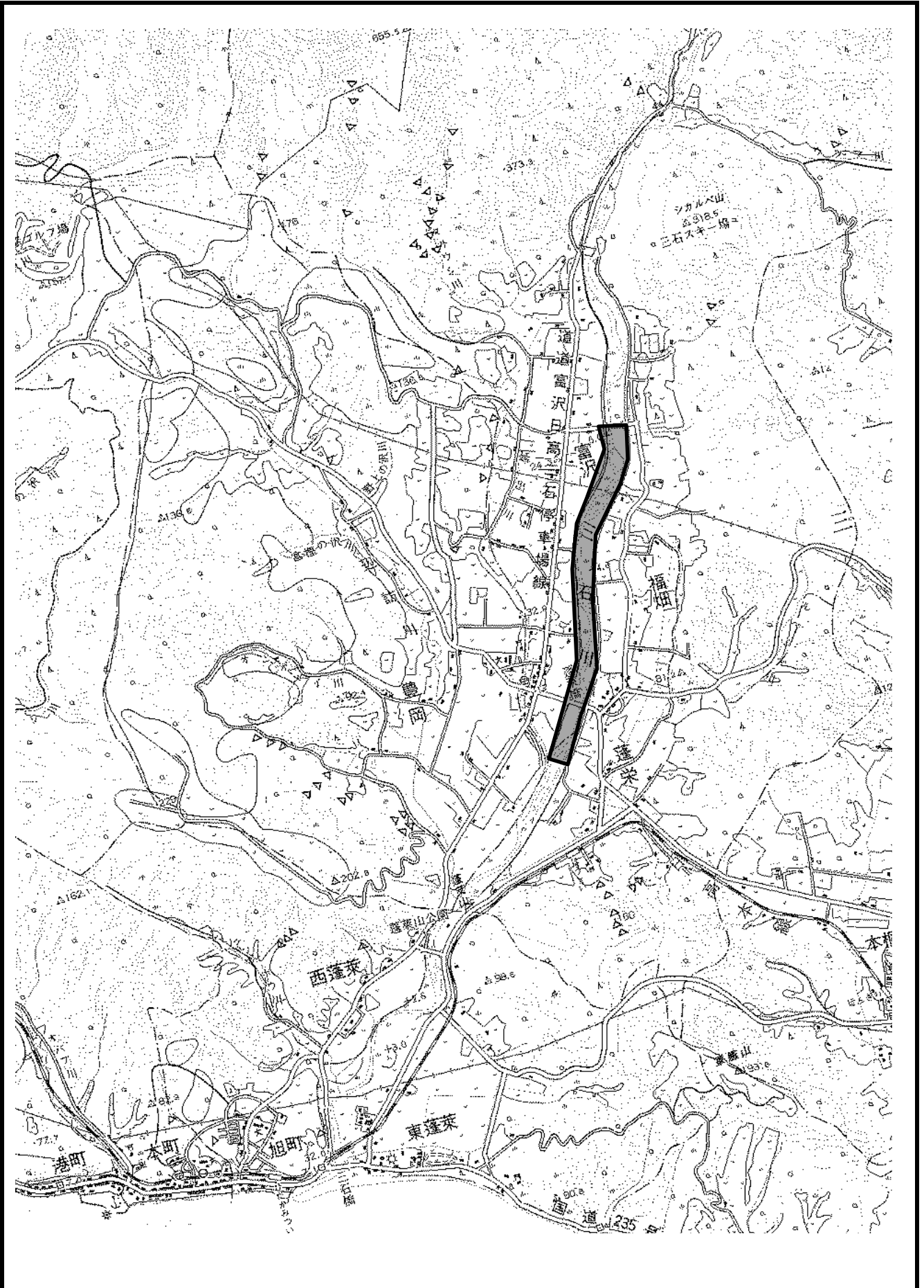
令和元年8月28日に計画の概略を説明し、内容について概ね了解を得ている。令和3年度の採捕区域の変更について令和3年5月24日に了解を得ている。令和4年度の使用予定船舶の変更について令和3年9月14日に了解を得ている。

・ひだか漁業協同組合

令和元年8月29日に計画の概略を説明し、内容について概ね了解を得ている。令和3年度の採捕区域の変更について令和3年5月24日に了解を得ている。令和4年度の使用予定船舶の変更について令和3年9月14日に了解を得ている。



鮭の採捕区域位置図（静内川河口から4kmまでの区域）



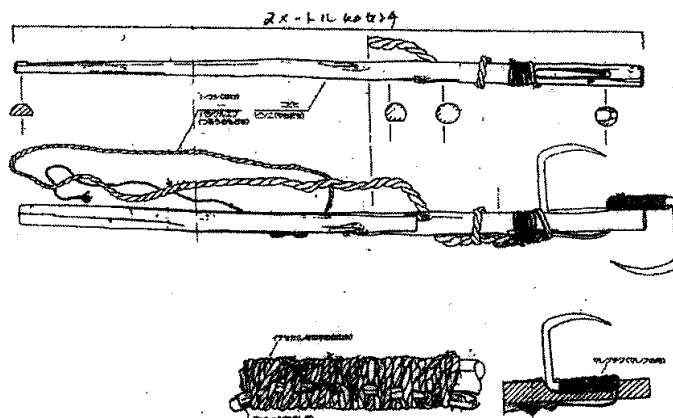
鮭の採捕区域位置図（延出川と三石川の合流点より上流からシカルベ橋までの区域）

使用予定漁具資料

採捕方法・漁具説明

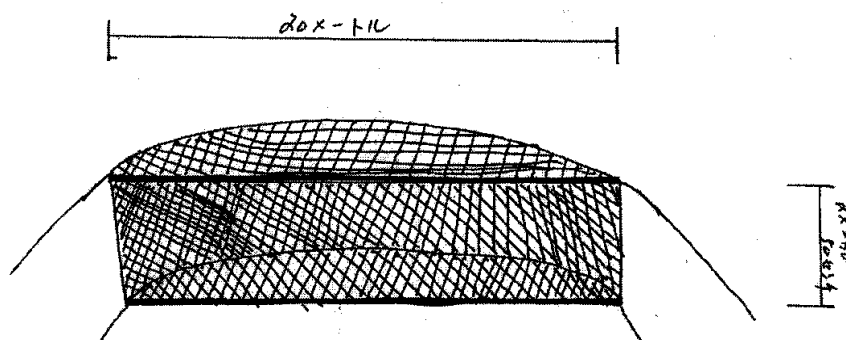
①かぎ（マレク 2m40cm）

かぎは、アイヌの伝統的漁具のマレク（付き鉤）で、人が立てる浅瀬で狭小な小川形状の場所又は、生け簀形状の場所で採捕します。



②ひき網（地引き網、よこ 20m たて 2m50）

ひき網は、河川の比較的狭小な場所での使用に適しているが、ひき網による漁に加えて、魚を岸辺の



生け簀形状の位置まで寄せてマレクでの付き鉤漁を再現する方法で伝承技術の訓練と経験を重ねて行く。

③刺し網（よこ 36m、たて 5m未満、網目 145mm）

この時期が降水期であるために発電所ダムからの排出水量が増量されており、静内川の水量増により水深が深くなりますので、このような場所では、網先についたロープの一方を河川内に固定して、もう一方の網先のロープを岸側に引き寄せる刺し網の漁法により採捕します。

